町条例の改正及び制定

黒潮町国民健康保険条例の一部改正

健康保険法施行令等の一部が改正されたことに伴い、出産育児一時金を39万円から40万4千円に引き上げるための条例改正を行うもの。

産科医療保障制度における掛金が3万から1万6千円に引き下げられることとなったため、出産育児一時金の加算額を含めた総額は、現在の42万円と変わらないことになる。

可決（全員）

黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定

子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い児童福祉法が改正されたことから、国が定める基準を踏まえて新たに条例制定をするもの。**可決（多数）**

反対　宮地　葉子議員

本条例の制定、以後の「黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定」、「黒潮町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定」は、関連しているので、1回にまとめて言う。

この条例は、待機児童の解消が名目で出されているが、保育事業は単なる子守りではなく、子ども、児童を安全・安心な、成長のための保育事業だ。

今までは、公の機関で児童福祉法に基づいて行われていたが、この条例の規制緩和によって民間でも許される範囲がかなり広くなっている。

今まで、専門の学校に行って、免許を持った人が保育をしていたのだが、半分の方が免許を持っていたら後は持たなくていいとか、かなり緩和された内容では、充実した保育ができないと思い、この3件まとめて反対する。

黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定

子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえて、新たに条例を制定するもの。

可決（多数）

黒潮町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定

子ども・子育て支援法が制定されたことに伴い、施設型給付費等の子どものための教育・保育給付の支給認定を行う際の要件として、保育の必要性の認定に関する基準について新たに条例を制定するもの。

可決（多数）

Q　藤本　岩義議員

土日や、延長保育など、最近は保護者の就労形態が非常に変わってきている。それらに柔軟に対応できるような仕組みになっているのか。

A　宮川　健康福祉課長

従来の保育の実施基準の就労に関する部分には、昼間に居宅外で就労をすることを常態としていることと書かれていたが、今回の新基準では就労としか書かれてない。

そこで、延長保育等の対応については、保育標準時間として一日11時間まで、保育短時間として一日8時間までと記載されており、ここが延長保育等に関する部分となる。

土・日の保育等については、規定もされていない。まだ詳細について、国から通知等も来ていないので、その辺はもう少し時間がかかるかと思われる。

◎議長が交代しました

議長　小永　正裕

◎監査委員が交代しました

監査委員　山﨑　正男